

青森県報

第三十一号

令和元年
七月十六日
(火曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二

公 告

- 青森県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器賃貸借契約に係る一般競争入札……………(情システム課報) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(西民北地域局) ……四
- 右 同……………(同上) ……四
- 右 同……………(同上) ……四
- 右 同……………(同上) ……四
- 公営企業……………(下民北地域局) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病管理院課局) ……五

告

示

青森県告示第二百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

北村 和典	名 称	居宅介護事業者	北村 歯科医院	三戸郡三戸町 大字川守田字 沖中三の二	平成 二六・五・一
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
		居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
		居宅療養管理指導	北村 歯科医院	三戸郡三戸町 大字川守田字 沖中三の二	平成 二六・五・一

青森県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

北村 和典	名 称	介護予防事業者	北村 歯科医院	三戸郡三戸町 大字川守田字 沖中三の二	平成 二六・五・一
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類			
		介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
		介護予防居宅療養管理指導	北村 歯科医院	三戸郡三戸町 大字川守田字 沖中三の二	平成 二六・五・一

青森県告示第百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

北村 和典	名	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	北村 歯科医院	居宅介護事業所	指定年月日
	称					
	主たる事務所の所在地					
	三戸郡三戸町大字川守田字沖中三の二		居宅療養管理指導		三戸郡三戸町大字川守田字沖中三の二	平成 二六・五・一

青森県告示第百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	主たる事務所の所在地	介護予防事業者	介護予防事業の種類	名	称	所在地	指定年月日

公 告

北村 和典	三戸郡三戸町大字川守田字沖中三の二	介護予防居宅療養管理指導	北村 歯科医院	三戸郡三戸町大字川守田字沖中三の二	平成 二六・五・一
-------	-------------------	--------------	---------	-------------------	--------------

青森県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器 一式

二 賃貸借期間

令和元年十一月一日から令和六年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係る

ソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札の日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて、令和元年七月二十九日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七―七三四―九一六〇

六 入札書の提出場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟四階D会議室

令和元年八月二日 午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされないと判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和元年度の契約金額とする。ただし、令和二年度から令和五年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和六年度の契約金額は落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社木元工業

二 代表者の氏名 木元亨

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮六

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一五九七六号

五 取消年月日 令和元年五月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山進建設

二 氏名 山本進

三 主たる営業所の所在地 三沢市岡三沢七丁目三一の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第九八五九号

五 取消年月日 令和元年五月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北部電工

二 代表者の氏名 荒川誠

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字前平二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一七二三四号

五 取消年月日 令和元年六月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

る。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社スウィートハイム
- 二 代表者の氏名 中屋敷達也
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市深谷二丁目九四の三〇三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第五〇〇四九一号
- 五 取消年月日 令和元年六月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年六月三日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社竹正工務店
- 二 代表者の氏名 竹内正弘
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二二一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二七)第一三七九三号
- 五 取消年月日 令和元年五月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年七月十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
生体情報モニタリングシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年六月十八日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社シバタ医理科青森営業所
青森市南佃一丁目一四の一〇
- 六 落札金額
八千九百八十五万六千円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八
入札の公告を行った日
令和元年五月八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭